

今号の主な内容

福祉手当等の改正、嘱託職員募集、健康...2面
市民農園、児童館、みんなのひろば...3面
今月の相談、スポセン、夢ハウス、官公署...4面



対象世帯を訪問する市職員

3月は納税推進強化月間です
納税にご協力をお願いします

市では、市民の皆さんに納税の大切さや、納付に便利な口座振替の推進、納期内の納税等について理解していただくことを目的とし、3月を「納税推進強化月間」と定め、次の取り組みを実施します。

1 市税特別滞納整理の実施

未納者への「滞納繰越分催書」の送付及び訪問・電話による聞き取り等の調査を行います。

日時 3月18日(日)午前8時30分から
※訪問する職員は、市が発行する身分証明書を携帯して

2 駅頭納税キャンペーンの実施

市内金融機関の協力により作成した、納税を呼びかけるチラシ等を配布します。

日時 3月18日(日)午前9時から
場所 久米川・東村山・秋津駅

3 市税納付の夜間窓口の開設

日程 3月19日(月)・20日(火)・22日(木)・23日(金)・25日(日)
時間 午後5時15分〜8時

場所 納税課(本庁舎2階)
問い合わせ 財務部納税課

市・都民税の申告
所得税の確定申告
贈与税の申告は
お済みですか

申告期限は
3月15日(木)まで

3月5日(月)を過ぎると、窓口が大変混み合いますので、お早めに申告されますようお願いいたします。

また、申告書は郵送でも提出できます。申告書の書き方など不明な点がありましたら、問い合わせ先までご相談ください。

市・都民税の申告

申告場所 本庁舎1階市民ロビー

受付時間 午前8時30分〜11時・午後1時〜4時

郵送先・問い合わせ 市・財務部課税課(〒189-8501)
1、☎393・5111(代表)

所得税の確定申告

贈与税の申告

申告場所 東村山税務署
受付時間 午前8時30分〜正

午後1時〜5時

※税務署が休みの土・日曜日に申告書を提出する場合は、東村山税務署正面左側の「時間外文書受取箱」をご利用ください。

※国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)の「所得税の確定申告書作成コーナー」では、確定申告書などが作成(検算)できますので、ご利用ください。

郵送先・問い合わせ 同署(〒189-8555本町1-20-22、☎394・6811代表)

東村山市の住民税は

標準税率を適用しています

前年の所得に基づいて課税する住民税の計算方法は、どの市町村でも同じです。地方税法で標準税率が定められており、当市をはじめ、ほぼ全国で標準税率が適用されています。このため、当市の住民税が、他の市町村と比べて高いということはありません。

問い合わせ 財務部課税課

転入・転出・転居にかかわる
臨時窓口を開設します

年度末は、転入・転出・転居が集中する時期です。市では、異動者の利便性を図るため、臨時窓口を開設し、転入・転出・転居にかかわる一部業務を行います。

開設日 3月25日(日)
時間 午前8時30分〜午後5時

場所 本庁舎1階開設窓口
市民課、保険年金課、子育て推進課、学務課の各窓口

★取り扱い業務等詳細は、市報3月15日号でお知らせします。

問い合わせ 各担当課

フリートーク 大人たちのしゃべり場

「あなたが主役 団塊世代は
何ができる? 何がしたいか?」

団塊世代のあなたが、これからの自分の生き方・過ごし方を考えるために、何を思い、何を考え、また実現のために必要なことなどについて、フリートークキング形式で意見・情報交換を行います。

「仲間をつくりたい」「こんなことができないだろうか」「地域でできることは

何か」といったことなどについて、団塊世代の力を活かせる道を共に考えてみませんか。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

日時 3月24日(土)午後1時30分〜3時(午後1時開場)
場所 市民センター別館第1〜3会議室

定員 先着50名
入場料 無料
申込み 電話又はファクス・電子申請(市のホームページの「新着情報」からアクセス)に住所・氏名(ふりがな)・電話番号を明記し、3月19日までに企画政策課(FA X393・6846)へ

主催 懇話会(市民グループ)、東村山市
問い合わせ 企画政策課

東村山子育てレインボープラン
(次世代育成支援行動計画)の
取り組み状況についてお知らせします

市では、総合的な少子化対策・子育て育成支援策を推進するため、平成17年3月に「東村山子育てレインボープラン(次世代育成支援行動計画)」を策定しました。

現在、前期5か年計画の取り組みを進めています。18年度までに取り組んだ主な事業についてお知らせします。

子ども家庭支援センターの機能充実

子ども家庭支援センターを子育て支援の中核として位置づけ、子育てに関する総合的な相談窓口機能の整備を進めるとともに、児童虐待防止機能等の強化を目的とする「先駆型子ども家庭支援センター」へ移行するため、虐待対策ワーカーを配置し、「育児支援ヘルパー事業」「見守りサポート事業」「虐待防止支援訪問事業」等の事業を開始しました。

ファミリー・サポート・センターの円滑な運営と活用

ファミリー・サポート・センターでは、提供会員の拡大を図るとともに、講習会等の実施によりサービス内容の充実を努めています。

子育てひろば事業の展開

「子育てひろば(ほんちゅう・みすみ)」では、親子が気軽に集える場を提供しています。子育てに関する相談や助言等を行うことで子育ての不安の解消を図り、子どもの健全育成を支援しています。

また、子どもの発達や性格などに関する相談には、専門知識を持つ相談員が「子育ての専門相談」を行うなど、質的な充実を図りました。

子育てサークル等への活動支援

子育て支援体制の充実を図るために、「子育てグループ



「ファミリー・サポート・センター会員交流会」の様子

開催し、100名以上の親子の参加がありました。18年11月末現在の会員数は、提供会員175名、依頼会員62名、両方会員が15名です。

地域における子育て支援サービスの充実

子育てにおける経済的支援として、17年10月に「乳幼児医療費助成制度」の0歳児の所得制限を廃止しました。

虐待防止活動の強化

児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護を図るため、「東村山市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。また、児童虐待の早期発見・防止のためのマニュアルの作成やパンフレットの発行を行い、虐待に関する知識の周知に努めています。

円卓会議構想

保護者や関係機関、地域住民の参画を得て、地域全体で子育てを支援していくため、市内を7つのエリアに分け、各エリアで円卓会議の設置を推進しています。

行動計画の進捗管理

「東村山子育てレインボープラン(次世代育成支援行動計画)」の進捗管理を行う体制づくりのため、行政の横断的な連携を行う「次世代育成支援対策推進室」を庁内に設置し、市民と協働した施策の検討を行っています。

19年度以降においても、様々な子育て支援事業を展開していく予定です。

問い合わせ 保健福祉部子育て推進課